

令和3年第3回田野畑村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和3年2月8日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年3月5日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年3月17日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	7	上山明美		9	佐々木功夫	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘	教育長	相模貞一		
	副村長 総務課長事務取扱	早野円	教育次長	佐々木修		
	政策推進課長	佐藤智佳				
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡	政策推進課 主任主査	佐々木賢司		
	総務課主幹	大森泉	総務課主任主査	菊地正次		
	地域整備課主幹	早野和彦				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和3年第3回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和3年3月17日（水曜日） 午前10時00分開議

開議

- 日程第1 議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回の件  
日程第2 議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算

## 議 事 日 程 （第4号の2）

- 日程第1 議案第10号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第11号 田野畑村堆肥処理施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第12号 机浜番屋群施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第13号 田野畑村高齢者グループホーム、田野畑村デイサービスセンター及び田野畑村訪問介護ステーションの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第14号 田野畑村観光船発着施設及び田野畑村観光交流物産施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第15号 田野畑村農林水産体験交流施設及び道の駅たのはたの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第16号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第17号 田野畑村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第18号 田野畑村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第19号 田野畑村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 田野畑村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 田代・千足簡易給水施設設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 田野畑村総合計画基本構想の計画期間延長に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算
- 日程第15 議案第24号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 令和3年度田野畑村簡易水道特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和3年度田野畑村集落排水特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和3年度田野畑村下水道特別会計予算

- 日程第19 議案第28号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和3年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第1 議案第31号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 追加日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 追加日程第4 発議案第1号 令和3年度各種会議、研修会等への議員派遣について
- 追加日程第5 特別委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）
- 追加日程第6 特別委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
- 追加日程第7 特別委員会の閉会中の継続審査の件（新道の駅移転建設特別委員会）
- 追加日程第8 議員派遣について

閉 会

---

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行いたします。

---

◎一般質問答弁について

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議会の一般質問において、5番、佐々木芳利議員に対する答弁のうち、傍聴を求める法的な根拠があるならば、ご教示をいただいた上でご答弁したいと思いますなどの末節部分の回答に対し、疑心あるとの申出を受けました。3月定例会の審議経過の中で、平成26年度総務省が出された第三セクター等の経営健全化等に関する指針を参考にし、村の第三セクターの指導を行うべきとの提言をいただき、感謝申し上げます。このような提言などをいただき、補いながら答弁したいとの思いで答弁したものであり、真意が伝わらなかったことに対し、おわび申し上げます。また、議事録の作成型態等につきましては、ご提言等を参考にし、理事会等で議論を深めていくことをもって回答とし、併せて真意の伝わらなかったことに対し、おわび申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時01分）

---

再開（午前10時01分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 答弁訂正をいただきました。ありがとうございます。私の一般質問の趣旨をご理解をいただけたのではないかと思います。また、今の答弁は、私個人ではなくして、議会議員全員に対する答弁と思って受け止めておりますので、今後においてもよろしくお願いをしたいと思います。

それで、私なりの確認ではありますが、まず1点目、公社に対する短期貸付けの件ですが、これ

は貸付けと償還が単年度完結でありますので、次年度以降の経営に差し障りのある貸付けではないという点もご理解いただきたいと思います。

それから2点目ですが、総務省文書によりまして、経営責任が明確になりました。その中においては、民事、刑事上の法的責任も含めて経営責任は経営者に帰すると明言されております。やはりそのためにも、ぜひとも運営役員会等の透明性、また後日の検証のためにも録音に基づく正確な議事録作成を求めたいと思います。

それから3点目は、要望になるかもしれませんが、貸す側、村の予算からの貸付けです。貸す側、借りる側、そして行政的立場から指導する側、その指導を受ける側という相反する形の立場があるわけですが、その相反する立場を同一人が務めるということは、ややもすれば曖昧さ、勘違い、誤解が生ずる可能性もあると思いますので、やはりその立ち位置、役割、責任を明確にするためにも現状を早急に改善していただきたいと思います。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

---

再開（午前10時03分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 関連で伺っているのですが、公社に対する答弁問題なのですが、録音は当然取っているような、そういう先ほど曖昧な、あるいは理事会の開催だか、理事会の意向をというように聞こえて、はっきりいわゆる議会で要望、要求した事項について明言したような内容でなかったから、やっぱり改めてそれに対するイエス、ノーの答えでなければ答えらしい答えになっていないのではないかな、私はこう思っています。もう一度確認、あと傍聴を議員あるいは一般の傍聴も含めて傍聴の件、それも認めるやのことで昨日確認をしたように私自身はそう理解しているのですが、その辺も確かめたいと思います。答弁がございましたらどうぞ。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 議会は文書でということで、10日の理事会において決定した事項が今でも生きているわけですので、その際には録音を取るということはお話しさせたとおりですので、会社としてそれをどういうふう記録するかということになるかと思えます。

傍聴については、あの時点ではこれを開示せずということになっておりますので、そのことを含めて、いずれ録音はするということは決まっておりますので、そういったことを今後この議会でご提案いただいた点を理事会等でさらに深めていくということを先ほど答弁したところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 休憩します。

休憩（午前10時05分）

---

再開（午前11時13分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

発言を許します。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど本議会の一般質問において5番、佐々木芳利さんに関する回答をしたところでありますけれども、議事録の作成形態等につきましての回答のうち、形態等には傍聴と録音が入っていることを確認すると、したいとの意見をいただきました。この件に関し、公社理事会としては、理事会を傍聴できることとします。なお、公社経営上のブランドイメージ、経営戦略、コンプライアンス、その他の法令に従い退席をいただく場合があることを申し添えます。なお、議事録の作成につきましては、録音を基に作成することを申し添えます。

以上であります。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

（なしの声あり）

---

◎議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回の件

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回説明書。

議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回についてご説明いたします。この当初予算に計上しました派遣職員人件費、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合会費及び総合バス購入経費に関連いたしまして、議案審議中の中で議員各位からこれまでの経緯を含めご質問、ご意見をいただき、ご負担をかけたことにつきましておわび申し上げる次第でございます。

再提出する令和3年度田野畑村一般会計予算につきましては、派遣職員人件費1名分900万円、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合会費1万円、総合バス購入費1台分511万5,000円をそれぞれ削減すべきと判断し、議長に対し議案撤回請求書を提出させていただきました。

この件につきましては、多大なるご負担をおかけしましたことに、村民及び村議会議員の皆様にご改めおわびを申し上げますとともに、この説明に申し上げました各項目の予算額を削減した後、改めて令和3年度田野畑村一般会計予算を議案提出させていただきたいと思っておりますので、ご

理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 令和3年度田野畑村一般会計予算の撤回の件を許可することに決定いたしました。

---

◎議案第30号の上程、説明、委員会付託

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

[村長 石原 弘君登壇]

○村長【石原 弘君】 議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算の提案理由について。

議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算について説明します。

さきに提案した予算案に、歳入3点、歳出6点の修正を加え提案するものです。

修正の内容ですが、まず歳出から申し上げますと、予算書30ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金に計上してありました派遣職員人件費等負担金1,800万円を900万円に減額し、また住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合会費1万円を削除いたしました。また、予算書37ページの同項9目諸費、11節役務費に計上してありました手数料11万6,000円を6万6,000円に、自動車損害保険料86万4,000円を81万1,000円にそれぞれ減額しました。また、17節備品購入費に計上してありました小型マイクロバス1,000万円を500万円に減額いたしました。また、予算書38ページの同目26節公課費に計上してありました自動車重量税30万円を28万8,000円に減額しました。

次に、歳入でございますが、予算書13ページの10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税に計上してありました特別交付税1億3,473万5,000円を1億2,913万5,000円に減額いたしました。また、予算書23ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金に計上してありました財政調整基金繰入金1億3,191万5,000円を1億2,839万円に減額しました。また、予算書26ページの21款村債、1項村債、1目総務債、5節総合バス購入事業債に計上してありました総合バス購入事業債1,000万円を500万円に減額いたしました。

以上、さきに提案しました予算案から歳入歳出とも1,412万5,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ35億5,443万9,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算は予算特別委員会に付託して審議することといたしたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第30号は予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前11時22分)

---

再開(午後3時00分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議案第10号～議案第22号、議案第24号～議案第30号の委員長報告、  
討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1から日程第20、議案第10号から議案第30号までの議案20件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案は議長を除く全議員構成による予算特別委員会に付託して審査した経過がございます。したがって、この際、質疑を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

予算特別委員長より審査の結果について報告を求めます。

2番、工藤求君。

[予算特別委員長 工藤 求君登壇]

○予算特別委員長【工藤 求君】 予算特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本特別委員会は、令和3年3月8日に付託された令和3年度田野畑村一般会計予算並びに特別

会計予算7議案、関連する条例等13議案について、3月10日から17日まで、村長はじめ教育長、各課長等の説明を徴しながら慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第10号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 田野畑村堆肥処理施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 机浜番屋群施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 田野畑村高齢者グループホーム、田野畑村デイサービスセンター及び田野畑村訪問介護ステーションの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 田野畑村観光船発着施設及び田野畑村観光交流物産施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 田野畑村農林水産体験交流施設及び道の駅たのはたの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 田野畑村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 田野畑村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 田野畑村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 田野畑村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 田代・千足簡易給水施設設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであ

りますが、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 田野畑村総合計画基本構想の計画期間延長に関し議決を求めることについてですが、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和3年度田野畑村簡易水道特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和3年度田野畑村集落排水特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和3年度田野畑村下水道特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 令和3年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算であります。起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 予算特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、上村浩司君。

[3番 上村浩司君登壇]

○3番【上村浩司君】 議席番号3番、上村浩司です。令和3年度田野畑村一般会計予算及び全特別会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

この中で、令和3年度一般会計予算は歳入歳出ともに35億5,443万9,000円とするものです。これは、令和2年度一般会計予算と比較し21億2,935万9,000円の減額であり、率にして37.5%の減であります。厳しい財政状況の中、この新年度予算には新型コロナウイルス感染症対策に関する予算と、災害からの復旧と備えに関する予算が盛り込まれております。どちらも緊急かつ重要な予算であり、早急に成立、執行されなければ、村民生活に重大な影響を及ぼすものです。また、東日本大震災で被災された方々への継続した支援や福祉、教育、産業振興など、必要な対策に目

を配りつつも、経費削減にも取り組むなど、村民生活を第一に考えた予算であると評価し、今後の取組に対する期待を込め、賛成するものです。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、上山明美君。

[7番 上山明美君登壇]

○7番【上山明美君】 議席番号7番、上山明美です。令和3年度田野畑村一般会計予算及び各特別会計予算に賛成の立場で討論します。

令和3年度の全会計は、前年度比29.4%減の51億4,971万2,000円となっております。厳しい財政を考慮し、対前年度比7%削減を目指しましたが、予算査定の結果2.3%減となりました。これは、ただ一律に経費を削減することなく、田代地区の小規模給水施設の維持管理費や若桐保育園の運営費など村民生活に直結する経費を確保した結果であり、厳しい財政を考慮しつつ、村民の暮らしを考えたものであることを評価します。

東日本大震災から10年となり、被害の復旧状況は順調に進んでいます。その大震災被害の復旧、復興の完遂が見えてきた中の台風19号被害については、応援職員の協力の下、被害査定を受けた24件の完成を目指す予算額が出ております。

村の基幹産業である一次産業については、菌床シイタケの原材料購入費支援、和牛繁殖牛導入事業の補助を継続し、国、県の補助が終了したアワビ種苗購入補助については、漁協と共同でアワビ稚貝放流を継続するなど産業振興を考えた予算となっております。

まだ先の見えない新型コロナウイルスに大きな影響を受けている観光については、観光の専門家を派遣してもらい、コロナ禍に対応できる観光戦略の検討、また平井賀海水浴場整備事業委託料も計上されており、観光地として期待できるものとなっております。

コロナ対策としては、予防接種に対する対応も考えられています。

近年、経験したことのないと形容される自然災害が多発し、最近各地で地震が多発しており、防災対策は重要と考えます。村としては、災害発生時、地域で率先して動いてくれる防災士を養成するとともに、田代地区消防屯所の整備に当たるなど、村民の安全、安心を守ることに努めています。被災した方々や高齢者への訪問事業に対する国や県の補助がなくなる中、村ではシルバーサポーター設置事業を継続し、高齢者はもちろんのこと、被災された方々の心のケアも考えています。

今月、落成式、プレオープンを迎える新しい道の駅については、村民の期待も大きく、村の産業面、観光面に寄与するものであり、たくさんの方々に利用していただけるよう新商品の開発と村も積極的に取り組んでもらうことを期待しています。村の財政が厳しいことを認識し、税収や

使用料の収入未済額の減少に努めるとともに、有利な補助金、交付金の活用、予算の執行に当たっても費用対効果を十分に検討することをお願いして、令和3年度の一般会計予算、各特別会計予算に賛成します。同僚議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで討論を終わります。

---

◎会議時間の延長について

○議長【鈴木隆昭君】 あらかじめ時間を延長いたします。

---

○議長【鈴木隆昭君】 これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、村長が指名しようとしている団体の代表者が議員であります。

地方自治法第117条に規定する除斥の対象になることから、1番、中村芳正君の退場を求めます。

[1番 中村芳正君退席]

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第10号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

[1番 中村芳正君復席]

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時18分)

---

再開 (午後 3時19分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

日程第2、議案第11号 田野畑村堆肥処理施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第3、議案第12号 机浜番屋群施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第4、議案第13号 田野畑村高齢者グループホーム、田野畑村デイサービスセンター及び田野畑村訪問介護ステーションの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第5、議案第14号 田野畑村観光船発着施設及び田野畑村観光交流物産施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第6、議案第15号 田野畑村農林水産体験交流施設及び道の駅たのはたの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第7、議案第16号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第8、議案第17号 田野畑村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第9、議案第18号 田野畑村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第10、議案第19号 田野畑村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第11、議案第20号 田野畑村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第12、議案第21号 田代・千足簡易給水施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第13、議案第22号 田野畑村総合計画基本構想の計画期間延長に関し議決を求めることに

ついて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第14、議案第30号 令和3年度田野畑村一般会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第15、議案第24号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第16、議案第25号 令和3年度田野畑村簡易水道特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第17、議案第26号 令和3年度田野畑村集落排水特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第18、議案第27号 令和3年度田野畑村下水道特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第19、議案第28号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

日程第20、議案第29号 令和3年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時28分)

---

再開 (午後 3時28分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

村長から議案1件、現職の人権擁護委員が令和3年6月30日をもって任期満了となる旨の通知による諮問2件が提出されております。また、畠山拓雄議員ほかから発議案1件が提出されております。また、令和元年台風19号災害復興特別委員長、新役場庁舎建設特別委員長及び新道の駅移転建設特別委員長から、それぞれ追加日程1件が提出されております。また、議員派遣についても議題といたしたく、これを日程に追加し、議題に供したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

議案第31号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて、発議案第1号 令和3年度各種会議、研修会等への議員派遣について、特別委員会の閉会中の継続審査の件(令和元年台風19号災害復興特別委員会)、特別委員会の閉会中の継続審査の件(新役場庁舎建設特別委員会)、特別委員会の閉会中の継続審査の件(新道の駅移転建設特別委員会)、議員派遣についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時30分)

---

再開（午後 3時30分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、議案第31号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 議案第31号、タブレットは2ページ目になります。財産の貸付けに関し議決を求めることについてご説明いたします。

次のとおり財産を無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、貸付目的。株式会社陸中たのはたの観光事業の用に供するため。

2、貸付財産。財産の所在地、田野畑村羅賀60番1。種別が土地、細目、宅地、数量が4,972.72平米及び種別、建物、細目、ホテル、数量が9,417.028平米。

3、貸付相手方。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀60番地1。名称が株式会社陸中たのはた、代表取締役社長、石原弘。

4、貸付期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由でございますが、株式会社陸中たのはたに宿泊施設及び建物敷地並びに駐車場敷地を無償貸付けしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村の債務保証との期間の割合はどのように。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

損失補償契約の見直し期間でございますが、令和5年度末の時点でまた見直しということになっておりまして、今回の財産の貸付けの期間に関しましては、この損失補償の期間と合わせさせていただきますと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 特に金融機関との問題はないという理解でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

三者契約をしております北日本銀行のほう、支店長のほうと確認させていただきました。損失補償契約の際に、見直しの際に、例えばその年が更新時であるとか、または今回のように契約日、向こう7年有効期間があるですとか、そういうことに関しては損失補償契約の際には支障になるといいますか、不利になるということはないということでご確認しております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第31号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第1号、諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第2、諮問第1号並びに追加日程第3、諮問第2号の2件は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてでありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて並びに追加日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについての2件を一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、諮問第1号並びに追加日程第3、諮問第2号の諮問2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

[村長 石原 弘君登壇]

○村長【石原 弘君】 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村松前沢60番地14。氏名、畠山とし子。生年月日、昭和25年1月22日。

理由。畠山とし子委員が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を適任と認め、人権擁護委員候補者として推薦をしようとするものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑169番地9。氏名、奥地愛子。生年月日、昭和27年4月27日。

理由。奥地愛子委員が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を適任と認め、人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3時37分）

---

再開（午後 3時37分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

訂正いたします。先ほど起立投票と申したようですが、表決は無記名投票によって行います。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3時38分）

---

再開（午後 3時38分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ここで議場の開閉並びに立会人についてお諮りいたします。

議場の開閉については、諮問第1号並びに諮問第2号の採決が終了するまで閉鎖とし、立会人についても諮問第1号並びに諮問第2号について同一の立会人といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、議場については諮問第1号並びに諮問第2号の採決が終了するまで閉鎖とし、立会人についても諮問第1号並びに諮問第2号について同一の立会人としていただきます。

最初に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は、議長を除いて9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、佐々木功夫君、1番、中村芳正君、2番、工藤求君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長【鈴木隆昭君】 念のため申し上げます。本案の同意を可とする方は賛成、否とする方は反対と記入願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票は、会議規則第84条の規定により否とします。

2件の投票について同様でありますので、ご了承願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長【鈴木隆昭君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順に投票願います。

(投票)

○議長【鈴木隆昭君】 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 なしと認めます。

開票を行います。立会人は立会をお願いいたします。

(開票)

○議長【鈴木隆昭君】 投票結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成9票、反対ゼロ票、白票ゼロ票であります。

以上のとおりであります。

したがって、諮問第1号は原案のとおり可決同意されました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長【鈴木隆昭君】 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長【鈴木隆昭君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順に投票願います。

(投票)

○議長【鈴木隆昭君】 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 なしと認めます。

開票を行います。立会人は立会をお願いいたします。

(開票)

○議長【鈴木隆昭君】 投票結果の報告をいたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成9票、反対ゼロ票、白票ゼロ票であります。

以上のとおりであります。

したがって、諮問第2号は原案のとおり可決同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時47分)

---

再開 (午後 3時48分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第4、発議案第1号 令和3年度各種会議、研修会等への議員派遣

についてを議題といたします。

これについては、例年のことで、令和3年度各種会議、研修会等への議員派遣が公務であることを承認する発議案ですので、朗読、説明及び質疑は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

発議案第1号 令和3年度各種会議、研修会等への議員派遣についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎特別委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第5、特別委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）を議題といたします。

令和元年台風19号災害復興特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎特別委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第6、特別委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございま

す。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎特別委員会の閉会中の継続審査の件（新道の駅移転建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第7、特別委員会の閉会中の継続審査の件（新道の駅移転建設特別委員会）を議題といたします。

新道の駅移転建設特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員派遣についてはそのように決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和3年第3回田野畑村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時52分)